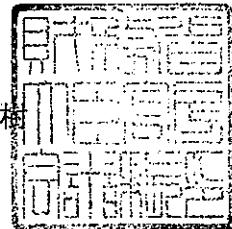


会 第 2 6 7 3 号
平成19年11月29日

大臣官房会計課長 殿

大臣官房会計課長

羽深 成樹



財務省入札等監視委員会の設置及び運営について

標記については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、財務省入札監視委員会設置規則及び財務省入札監視委員会運営要領（平成16年3月31日付財会第752号）を定めたところであるが、さらに、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）において、監視体制の充実強化を図ることとされていることを踏まえ、財務省の全ての契約の監視が行える体制にするため、別紙1のとおり財務省入札等監視委員会設置規則及び、別紙2のとおり財務省入札等監視委員会運営要領の全部を改正したので通知する。

なお、「財務省入札監視委員会の設置及び運営について（平成16年3月31日付財会第752号）」は、廃止する。

財務省入札等監視委員会設置規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年5月23日閣議決定）に基づき、更に「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）を踏まえ、財務省入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等について必要な事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第2条 別添1の10の地区に13の委員会を設置する。

2 各委員会には事務運営を行うための、指定する委員会事務局を置くこととする。

(委員会の所掌事務)

第3条 各委員会は、各地区的部局長（財務省所管会計事務取扱規則（昭和43年4月1日大蔵省訓令第1号。）第2条第3項に規定する部局長をいう。以下同じ。）が連名で行う委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 各部局の契約担当官等が締結した公共工事及び工事以外の物品・役務等を対象とする全ての契約案件のうち、委員会が抽出したものに關し、入札及び契約手続の運用状況等の説明を受けること。
- 二 応札者又は応募者が1者しかないなどの契約案件のうち、委員会が抽出したものに關し、入札及び契約手続の運用状況等の説明を受けること。
- 三 前各号に關し、競争参加資格の設定理由・経緯及び随意契約理由等についての審議を行い、意見具申又は勧告を行うこと。
- 四 公共工事及び測量・建設コンサルタント等業務（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の対象業務を除く。）の随意契約における契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

第4条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、各地区的部局長が連名で委嘱する。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、これを公表する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(定例会議等)

第6条 第3条第1号から第3号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、委員会事務局の部局長が招集し、原則として年4回、別添2に掲げる開催期間内に開催する。

- 2 第3条第4号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情の申立てがあったときには、却下すべき場合を除き、委員会事務局の部局長が招集し、開催する。
- 3 定例会議及び再苦情処理会議（以下「会議」という。）は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 会議は非公開とし、会議の議事概要は、これを公表する。
- 5 会議の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長（第5条第3項に規定する者を含む。）の決するところによる。
- 6 緊急やむを得ない事情があり、会議の開催が行えない場合には、委員長は、会議に係る書類の回覧をもって、会議に代えることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第3条第3号又は第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第3条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、各地区において、別添1で指定する委員会事務局の部局の会計課において、関係部局の会計課の協力を得て処理する。

附 則

(施行期日)

第1条 本規則は、平成19年11月29日から施行する。

(委員の任期)

第2条 本規則施行後、最初の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成20年1月31日までとする。

(定例会議)

第3条 本規則施行後、最初の定例会議の開催は、第6条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後、速やかに開催し、平成19年4月1日から9月30日までに各部局の契約担当官等が締結した契約について行うこととする。

財務省入札等監視委員会運営要領

第1 入札等監視委員会

1 入札等監視委員会の任務

入札等監視委員会（以下「委員会」という。）は、財務省の公共工事及び工事以外の物品・役務等を対象とする全ての契約案件の入札及び契約手続に係る事項の審議及び再苦情の処理を行う。

2 委員の選任

契約業者の顧問等特定の法人と密接な関係のある者及び原則として財務省職員であった者は委嘱してはならない。なお、任期中に特定の法人と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員の改選を行う。

3 委員の公表

委員会は、毎年当初の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行うものとする。また、年の途中で委員が交代した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行うものとする。

第2 定例会議

1 定例会議提出資料

定例会議への報告は、原則として別添2に定める対象契約期間に各部局の契約担当官等が締結した国の支出の原因となる契約（国の行為を秘密にする必要がある随意契約並びに予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）については、原則として報告対象から除く。）一覧表（別記様式2から5）及びその契約のうち応札者又は応募者が1者であった契約一覧表（別記様式6）（以下「契約一覧表」という。）に契約区分等を整理した総括表（別記様式1）を添付して提出を行うものとする。ただし、少額の随意契約についても、委員会からの提出要請を妨げるものではない。

2 抽出

(1) 抽出の委任

委員会は、抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「抽出委員」という。）に委任することができる。

(2) 審議の対象となる事案の抽出

定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、原則として1(1)の契約一覧表の中から、抽出委員が事前に行うものとする。なお、抽出委員は、定例会議において、自らの行っ

た抽出結果の報告を行わなければならない。

(3) 抽出事案の説明及び審議

抽出事案に係る説明は、当該契約を行った契約担当官等が、入札及び契約方式ごとに次の事項を記載した資料を提出して行うものとする。

イ 競争入札方式の場合

- a 契約件名
- b 契約概要
- c 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- d 応札業者数
- e 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由
- f 入札経緯及び結果の説明
- g 契約業者名
- h 契約価格

ロ 隨意契約方式の場合

- a 契約件名
- b 契約概要
- c 隨意契約した理由
- d 参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明（公募・企画競争の場合）
- e 応募業者数（公募・企画競争の場合）
- f 参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由（公募・企画競争の場合）
- g 公募・企画競争の経緯及び審査結果の説明
- h 契約業者名
- i 契約価格

3 意見具申又は勧告等

(1) 委員会は、財務省入札等監視委員会設置規則第3条第3号に基づき、同第1号及び第2号に関し、報告の内容又は審議した対象契約案件に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認められるときは、必要な範囲で、当該委員会に係る部局長に対して意見具申又は勧告を行うことができる。

(2) 委員会は、(1)の意見具申又は勧告を行った場合には、これを公表する。

第3 再苦情の処理

1 再苦情の申立て

(1) 再苦情の申立てができる旨の教示

契約担当官等は、随意契約方式による契約の場合に、当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する

者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者が行った苦情申立てを処理する際に、再苦情の申立てができる旨を、回答を行う書面（以下「回答書」という。）に記載し、相手方に対して教示しなければならない。

(2) 再苦情の申立てができる者

(1)に掲げる苦情の申立てを行った者であって、当該契約担当官等からの回答書による説明に対して不服がある者は、委員会事務局の部局長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(3) 再苦情の申立ての手続き

再苦情の申立ては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、委員会事務局の部局長に対し、書面（以下「再苦情申立書」という。別記様式7）により行わなければならない。また、これらの方法については、掲示する方法により明示するものとする。

(4) 再苦情の申立ての却下

再苦情の申立てがあった場合、委員会事務局の部局長は、委員会に審議を依頼するものとする。ただし、委員会事務局の部局長は、委員会に審議を依頼する前に、1(2)に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

(5) 再苦情の申立ての却下の方法及び公表

(4)に定める再苦情の申立ての却下は、委員会事務局の部局長が申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）を目途に、申立者に通知を行うものとする。また、申立ての却下の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書と却下の通知書（以下「却下通知書」という。）の公表を行う。

2 再苦情の処理

(1) 再苦情処理会議及び意見書の公表

再苦情処理会議においては、再苦情申立者及び当該契約担当官等からの書面の提出、その他、委員会が必要と認める方法により、審議を行うものとする。

また、委員会は、再苦情に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日（休日を含む。）以内に委員会事務局の部局長に報告を行うものとする。

委員会は、委員会事務局の部局長に報告後、速やかに意見書の公表を行う。

(2) 再苦情に対する回答とその公表

委員会事務局の部局長は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、報告を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）を目途に、再苦情申立者に対して審議の結果を書面で通知（以下「審議結果通知書」という。）するものとする。

この場合において、申立てが認められなかつたときは、申立てが認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い当該契約担当官等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

また、委員会事務局の部局長は、審議の結果の通知を行つた場合は、速やかに再苦情申立書とともに審議結果通知書の公表を行う。

第4 議事概要の作成及び公表

定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要については、会議終了後速やかに作成し公表するものとする。（別記様式8及び9）

第5 大臣官房会計課長への報告等

1 委員会事務局の部局長は、次に掲げる事項について、速やかに当該契約担当官等へ通知するとともに、大臣官房会計課長に報告する。

なお、次の(1)及び(3)に掲げる事項については速やかに、(2)に掲げる事項については、別添2に定める期限までに報告するものとする。

(1) 各年に選任した委員の氏名及び職業（年の途中に交代した場合は、その都度報告する。）

(2) 定例会議の議事概要、意見具申又は勧告内容等

(3) 再苦情処理会議の議事概要、再苦情申立書、却下通知書、意見書及び審議結果通知書

2 大臣官房会計課長は、各委員会の定例会議における意見具申又は勧告及び再苦情処理会議における意見書等に対する契約担当官等の対応について、必要に応じ、総合調整を行う。

3 大臣官房会計課長は、各委員会事務局の部局長からの報告をもとに所管全体の議事概要等を取りまとめ、速やかに公表する。

第6 報告の様式

定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式に定めるところによる。

第7 適用時期

この要領は、平成19年1月29日から適用する。

(別添1)

財務省入札等監視委員会設置概要

地 区	入札等監視委員会名称	指定する委員会事務局	部 局 名 ※
北海道地区	第1入札等監視委員会	札幌国税局	北海道財務局
			函館税関
			札幌国税局
東北地区	第2入札等監視委員会	仙台国税局	東北財務局
			仙台国税局
関東地区	第3入札等監視委員会	財務省本省	財務省本省
			国税庁
	第4入札等監視委員会	関東財務局	関東財務局
			関東信越国税局
	第5入札等監視委員会	東京税関	東京税関
			横浜税関
北陸地区	第6入札等監視委員会	東京国税局	東京国税局
			北陸財務局
			金沢国税局
東海地区	第8入札等監視委員会	名古屋国税局	東海財務局
			名古屋税関
			名古屋国税局
近畿地区	第9入札等監視委員会	大阪国税局	近畿財務局
			大阪税関
			神戸税関
			大阪国税局
中国地区	第10入札等監視委員会	広島国税局	中国財務局
			広島国税局
四国地区	第11入札等監視委員会	高松国税局	四国財務局
			高松国税局
北九州地区	第12入札等監視委員会	福岡国税局	福岡財務支局
			門司税関
			長崎税関
			福岡国税局
南九州地区	第13入札等監視委員会	熊本国税局	九州財務局
			熊本国税局
			沖縄地区税關
			沖縄国税事務所
全13入札等監視委員会			

※「部局」とは、所管規則第2条第2項に規定する部局をいう。

(別添2)

定例会議の開催期間及び報告期限

開 催 回	対象契約案件	開 催 期 間	大臣官房会計課長への 議事概要等報告期限
第1回	4月から6月契約締結分	9月中旬から10月中旬	10月31日
第2回	7月から9月契約締結分	12月中旬から1月中旬	1月31日
第3回	10月から12月契約締結分	3月中旬から4月中旬	4月30日
第4回	1月から3月契約締結分	6月中旬から7月中旬	7月31日

別記様式1

契 約 一 覧 表 総 括 表

(部局名 :)

(審議対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

区 分	件 数	うち応札（応募）業者数1者	備 考
総契約件数 (内訳)	件	件	
① 競争入札（公共工事）	件	件	
② 隨意契約（公共工事）	件	件	
③ 競争入札（物品役務等）	件	件	
④ 隨意契約（物品役務等）	件	件	
応札（応募）業者数1者総契約件数 (内訳)	件		
(1) 一般競争入札方式	件		
(2) 企画競争方式	件		
(3) 公募方式	件		
(4) 不落・不調随意契約方式	件		

(注) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

別記様式2

契約一覧表（競争入札（公共工事））

(部局名：)

(審議対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考

(注1) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別記様式3

契約一覧表（随意契約（公共工事））

(部局名 :)		(審議対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)							
公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考

(注1) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

(注2) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注3) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別記様式4

契約一覧表（競争入札（物品役務等））

(部局名 :)		(審議対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)						
物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考

(注1) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別記様式5

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

(部局名：)

(審議対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考

(注1) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

(注2) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注3) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別記様式6

契約一覧表（応札（応募）業者数1者関連）

(部局名 :)

(審議対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

公共工事の名称、場所、期間及び種別 又は 物品役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及び住所	一般競争入札、 指名競争入札、 企画競争、公募 又は不落・不調 の別	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	応札 (応募) 業者数	入札参加（応募）資格の内容 (請負実績、実務経験者の在籍等)

(注) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

再 苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

(各委員会事務局の部局長あて) 殿

1 再苦情申立者の住所氏名等

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

2 再苦情申立ての対象となる工事名

(1) 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事

(2) 発注部局名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

別記様式8

財務省第〇入札等監視委員会第〇回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成 年 月 日 ()	
委 員		
審議対象期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()	
抽出案件	件	(備考)
競争入札(公共工事)	件	
随意契約(公共工事)	件	
競争入札(物品役務等)	件	
随意契約(物品役務等)	件	
応札(応募)業者数1者関連	件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		

別記様式9

財務省第〇入札等監視委員会再苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成 年 月 日()	
委員		
再苦情申立概要	申立日	
	工事名	
	発注部局	
	契約方式	
	内容等	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答